

議案第44号

瀬戸内市船舶等の係留保管の適正化に関する条例の制定について

瀬戸内市船舶等の係留保管の適正化に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月24日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

プレジャーボート対策に伴い、新設条例を制定する必要があるため。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市船舶等の係留保管の適正化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号)が適用又は準用されない河川、湖沼、ため池、用排水路、堤防、溝その他の土地、水面(以下「普通河川等」という。)及びこれらの付属物内における船舶等の係留保管の秩序を確立し、もって水域利用の適正化と良好な生活環境、都市景観の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 船舶等 船舶(浮揚力を利用する構造をもって、貨物又は人を積載し、自航、非自航を問わず水面を移動するために用いられるものをいう。)及び当該船舶の係留の用に供する工作物をいう。
- (2) 所有者等 船舶等の所有権、占有権若しくは使用権を現に有する者又は最後に有した者及び船舶等を放置した者又は放置させた者をいう。
- (3) 係留保管 船舶等を、水上においては浮棧橋、係船ぐい等につなぎ留め、又は係船浮標を用いて停留させ、陸上においては船台等に定置させるなどして保管することをいう。
- (4) 係留保管施設 船舶等を係留保管するために整備した次に掲げる施設をいう。
 - ア 国又は地方公共団体が設置した施設
 - イ 国又は地方公共団体以外の者が、法令に定める手続を経て設置した施設
- (5) 放置 船舶等が係留保管施設又は正当な権原に基づき係留保管を行う場所(以下「係留保管施設等」という。)以外の場所に係留保管されている状態をいう。
- (6) 廃船 老朽、破損のため船舶としての機能を喪失し、又は所有者等が不要としたことにより船舶等の用途を廃止することをいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、係留保管施設等を確保し、船舶等を適正に係留保管しなければならない。

2 所有者等は、関係法令等を遵守するとともに、他の船舶の航行の安全及び秩序ある水域利用の確保並びに周辺の生活環境及び都市景観の保全に配慮して、船舶等の適正な利用に努めなければならない。

3 所有者等は、船舶等を廃船としたときは、これを適正に処理しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、係留保管施設の整備の促進を図るとともに、船舶等の適正な係留保管の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 船舶等の製造、輸入、販売又は保管を業とする者(以下「事業者」という。)は、所有者等に対して適正な係留保管に関する啓発、情報の提供その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、市が実施する係留保管施設の整備及び船舶等の適正な係留保管の推進に関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、所有者等に対し、船舶等の利用上の基本的な秩序について周知させるよう広報及び啓発に努めるものとする。

(放置禁止区域の指定)

第6条 市長は、船舶等の放置を特に規制する必要がある普通河川等を船舶等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定したときは、これを告示するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(放置禁止区域内の禁止行為)

第7条 何人も、放置禁止区域内において、みだりに、船舶等を捨て、又は放置してはならない。

(放置禁止区域の放置船舶等に対する指導等)

第8条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、放置船舶等を係留保管施設等に移動するよう指導し、若しくは勧告し、又は放置船舶等を撤去しない所有者等に対し、当該放置船舶等を撤去するように命じることができる。

(船舶等の移動)

第9条 前条の命令を受けた者がその措置を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところによる。

(所有者等が不明の場合の措置)

第10条 市長は、第8条の規定により船舶等の移動について必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失なく当該措置を命じるべき所有者等を確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。この場合において、市長は、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、自ら又は第三者が当該措置を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により船舶等を移動し、又は移動させたときは、当該船舶等を保管しなければならない。

3 市長は、前項の規定により船舶等を保管したときは、当該船舶等の所有者等に対し当該船舶等を返還するため、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公告しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により保管した船舶等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、規則で定めるところにより、当該船舶等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 第1項から第4項までに規定する船舶等の移動、保管、公告その他の措置に要した費用は、当該船舶等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

7 第3項の規定による公告の日から起算して6月を経過してもなお第2項の規定により保管した船舶等(第4項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該船舶等の所有権は市に帰属する。

(引取通知)

第11条 市長は、前条第2項の規定により保管している放置船舶等の所有者等及びその住所、居所その他の連絡先が判明し、かつ、連絡が可能な場合は、当該

所有者等に対し、期限を定めて当該放置船舶等を引き取るように通知するものとする。

(費用の請求)

第12条 市長は、保管している放置船舶等を引き取ろうとする所有者等に対し、当該放置船舶等の撤去、保管その他の措置に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第10条第4項の規定による売却又は同条第7項の規定により本市に帰属した放置艇等を処分等した後に、当該放置艇等の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置艇等の処分等に要した費用を請求することができる。

(立入調査)

第13条 市長は、第8条の規定による指導若しくは勧告又は命令を行うため必要がある場合は、職員に放置されている船舶等に立ち入り、所有者等を確認するため必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(広報及び啓発活動等)

第14条 市と関係機関は連携して、所有者等に対し、その責務についての自覚を促すため、船舶等に係る法令等や利用上の基本的な秩序について周知させるなど、広報及び啓発活動に努めるものとする。

(適用上の注意等)

第15条 この条例の適用に当たっては、この条例の規定が他の法令に基づく措置を妨げるものと解釈してはならない。

2 河川法第3条第1項の河川及び同法第100条第1項の規定により二級河川に関する規定が準用される河川(河川管理者が管理するこれらの河川区域と他の法令に基づく管理区域とが重複する河川区域のうち、市長が当該河川の河川管理者と協議して定める区域を除く。)における船舶等の放置の規制については、この条例の規定にかかわらず、河川法の定めるところによる。この場合において、市長は、必要と認めるときは、当該河川の河川管理者に船舶等の放置の規制措置を講じるよう要請するものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第7条の規定に違反し、放置禁止区域内において、船舶等を捨て、又は放置した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市船舶等の係留保管の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸内市船舶等の係留保管の適正化に関する条例(令和 年瀬戸内市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域の指定基準)

第2条 条例第6条第1項の規定による放置禁止区域の指定は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、放置により著しい支障が発生し、又は発生するおそれがあると認められる区域について行うものとする。

- (1) 普通河川等の施設等に損傷を与えるなど、公の施設の管理上支障のある区域
- (2) 施設整備工事その他の工事が計画され、又は施工されている区域
- (3) 船舶の航行に支障を及ぼす区域
- (4) 漁業活動等他の水域利用に支障を及ぼす区域
- (5) 河川(条例の規定を適用しない区域を除く。)の流水の阻害又は洪水及び高潮時の船舶等の流出等により、災害を誘発するおそれがある区域
- (6) 放置場所周辺における違法駐車、早朝又は夜間の騒音その他所有者等の行為によって生活環境が悪化していると認められる区域
- (7) その他市長が放置禁止区域に指定することが適当と認める区域

(放置禁止区域の指定)

第3条 市長は、条例第6条第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、必要と認める場所に、その旨を表示する標識又は看板等を設置するものとする。

2 条例第6条第2項(同条第4項で準用する場合を含む。)の規定による告示は、次の各号に定める事項を瀬戸内市公告式条例(平成16年瀬戸内市条例第3号)第2条第1項第2号に記載のある掲示場に掲示することにより行う。

- (1) 放置禁止区域の名称及び範囲
- (2) 放置禁止区域の指定(変更又は解除)年月日

(船舶等を返還するための措置)

第4条 条例第10条第3項の規定による所有者等に船舶等を返還するために行う公告は、次の各号に定める事項を当該船舶等が放置されていた場所の付近に掲示し、又は瀬戸内市公告式条例に記載のある掲示場に掲示することにより行う。

- (1) 船舶等が放置されていた場所及び船舶等を移動した年月日
- (2) 移動した船舶等の保管場所
- (3) 当該船舶等に船名、船舶検査済票番号又は船舶番号の表示がある場合はその船名又は番号
- (4) 保管期間
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他市長が必要と認める事項
(保管した船舶等を売却する場合の手続)

第5条 条例第10条第4項の規定による保管した船舶等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき又は競争入札に付することが適当でないと認められるときは、随意契約により売却することができる。

(返還手続)

第6条 条例第9条又は第10条第1項の規定により移動した船舶等の返還を受けようとする者は、船舶等返還申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(立入調査を行う職員であることを示す証明書)

第7条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第2号)によるものとする。

(各水域の管理者等との協議)

第8条 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該水域の管理者(市長が当該水域の管理者である場合を除く。)に協議するものとする。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、必要に応じて関係機関の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定は、放置禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

船舶等返還申請書

年 月 日

瀬戸内市長 殿

住 所	
フリガナ	
氏 名	
電話番号	

申請者

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記入すること。

次のとおり船舶の返還を申請します。

申請者と所有者との関係	☐ 本人 ☐ 船舶占有者 ☐ 船舶使用者 ☐ その他代理人
船 名	
船 舶 の 種 類	
船舶検査済票の番号	
今後の係留保管場所	

注 申請者が所有者本人でない場合は、所有者から船舶の受取について委任されたことを証する書面を添付してください。

-----以下申請者は記入しないこと-----

処理欄

確 認 の 方 法	
確 認 者	
備 考	

上記の船舶を受領しました。

年 月 日

受取者 住 所

氏 名

様式第2号(第7条関係)

(表面)

第		号
身 分 証 明 書		
職名		
氏名		
瀬戸内市船舶等の係留保管の適正化に関する条例(令和 年瀬戸内市条例第 号) 第13条第1項の規定により、放置されている船舶等に立ち入り、所有者等を確認 するために必要な調査を行う者であることを証明する。		
年		月 日
瀬戸内市長		印

(裏面)

瀬戸内市船舶等の係留保管
の適正化に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第13条 市長は、第8条の規定による指導若しくは勧告又は命令を行うため必要がある場合は、職員に放置されている船舶等に立ち入り、所有者等を確認するため必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。